

各 位

奈良県吉野郡上北山村 住民課

「定額減税に伴う補足給付金(不足額給付)」の支給案内について

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（不足額給付）において、支給額に不足が生じた方に対し、給付金を支給します。

支給対象者

令和7年7月1日に上北山村に住民登録がある方で、次の不足額給付1または不足額給付2のいずれかに該当する方（但し、本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。）

○不足額給付1

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基に算定した令和6年度推計所得税額を用いて算定したことなどにより令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に本来給付すべく所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

（対象となる例）

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「R6年分推計所得税額（R5年所得）」>「R6年分所得税額（R6年所得）」となった方
- 子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初調整給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に、R6年度分個人住民税所得割額が減少し、給付額に不足が生じた方

○不足額給付2

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

（以下の要件を全て満たしている方）

- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割の定額減税前税額が0円の方
- 税制度上、「扶養親族等」に該当しない方（扶養親族等として、定額減税の対象外であること）
 - ・青色事業専従者、事業専従者（白色）の方、合計所得金額が48万円超で扶養親族になれない方など
- 低所得者世帯向け給付金の支給を受けている方
 - ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
 - ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
 - ・令和6年度新に非課税世帯等若しくは均等割のみ課税世帯となつた世帯への給付

支給額

1 所得税分控除不足額

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)  令和6年分
所得税額  ①(<0の場合は0)

2 住民税分控除不足額

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族数)  令和6年度分
住民税所得割額  ②(<0の場合は0)

3 不足額給付額

不足額給付額 =

(①所得税控除不足額 + ②住民税控除不足額) - 当初調整給付金額

申請及び支給の方法

令和7年度上北山村定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者へ、
8月25日(月)以降に「**上北山村定調整給付金(不足額給付)支給確認書**」を発送します。

8月25日(月)以降「**支給確認書**」発送の内容

①支給確認書(様式第1号)

- 支給確認書表面(1)の調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式をご確認の上、支給確認書一番下の氏名、確認日(記入日)連絡先電話番号をご絹記入下さい。なお、給付金を辞退される場合は(1)表下【私は給付金を受給しません□】にチェックを入れて下さい。

【裏面】

- (2)の給付金の振込先口座については、①若しくは②を選択してください。
①は、水道料金、税金等の納付を振替登録されている口座へ振り込みます。
②は、自身が希望される口座情報(金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義人等)についてご記入頂き、写し(コピー)も必ず添付して提出してください。
中段下の**提出書類**へのをお願いします。
(※提出書類の最後にある「源泉徴収票、確定申告書など」の写しは、支給額等について大きな相違があると認められる場合のみご提出ください。)
本人確認書類等も一緒に9月12日(金)までに返信用封筒にてご返送ください。

※支給確認書等を提出される際は必ず裏面の提出書類欄へのと添付が必要となる書類をご確認の上、ご提出ください。

- ②振込予定日 → 支給確認書が届いてから30日以内に指定口座へ振り込みます。

※令和6年1月2日以降に本村に転入された方については、過年度分給付金の受給状況等を確認する必要がありますので「支給確認書等」の発送は9月以降となります。

その他

- 定額減税補足給付金(不足額給付)は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、課税及び差し押さえの対象となりません。

問い合わせ先 : 吉野郡上北山村住民課
受付時間 : 平日 9時から 17時まで
電話番号 : 07468-30223